

別表第1（第5条関係）

（昭50規則5・昭60規則51・令3規則34・令4規則40・一部改正）

ばい煙に係る特定施設

| 施設名   | 規模   |
|---|--|
| ボイラー（熱風ボイラーを含み、固体燃料を専焼させ、又は固体燃料と液体燃料若しくはガス燃料を混焼させるものに限る。） | 燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり40リットル以上50リットル未満のもの（重油換算は、重油10リットル当たりが、液体燃料は10リットルに、ガス燃料は16立方メートルに、固体燃料は16キログラムに、それぞれ相当するものとする。） |